

ライブスポット利用規則

株式会社横浜都市みらい（以下「YTM」という。）が運営する「ライブスポット」を利用する方は、「ライブスポット利用規則（以下「本規則」という。）」を厳守してください。

1 利用が可能な活動

利用が可能な活動は、周辺地域の賑わい創出と活性化に資する、次に掲げる活動とします。

- ① 音楽ライブ
- ② パフォーマンス（大道芸等）
- ③ チャリティーイベント（義援金、募金等）
- ④ 団体紹介（ダンス・スポーツ等のサークル活動、趣味・人道的活動等）
- ⑤ その他（勧誘や販売促進等を兼ねた活動等（以下「営業活動」という。）を個別判断）

※1 「非営利目的」での利用が原則です。

※2 「営利目的」での利用は別途定めています。詳細はお問い合わせください。

※3 YTMより許可を受けた利用時の投げ銭、DVD・グッズ等の物品販売は「非営利目的」にあたります。

2 利用日

- (1) 原則「毎日」です。
- (2) YTMが利用する日又はYTMの裁量により利用を制限する日を除きます。
- (3) 年末年始にあたる12月29日から1月3日を除きます。
- (4) 利用可能日は「ライブスポットサイト」の「利用スケジュール」に掲載しています。

ライブスポットサイト：<https://www.ytmirai.co.jp/business/livespot/>

3 利用時間

- (1) 「10:00から18:00まで」です。
- (2) 原則「1コマ90分（準備・撤収含む）」です。
- (3) コマとコマの間は「最低30分」の間隔を空けてください。
- (4) 1コマ90分を超える利用（以下「長時間利用」という。）は、YTMによる審査があります。

※ 次コマ利用者が自者・他者を問わず

※ 各種制限あり

4 利用料金

- (1) 原則「無料」です。
- (2) 営業活動による利用料金は、次に定めるとおりです。

対象日	金額 a	金額 b	利用料金
平日	一日あたり 5,000 円 (消費税別)	売上×10%の金額 (消費税別)	金額 a 又は金額 b の いずれか大きい方の 金額
土曜日、日曜日、祝日	一日あたり 10,000 円 (消費税別)		

5 申込手続き

(1) 申込開始日

- ・ 原則、利用日の「2 か月前から」です。

(2) 申込条件

① 平日利用 申込開始日：利用日の2 か月前から		
利用形態	1 コマ利用	長時間利用
利用回数	制限なし ※1	制限なし
利用時間	90 分×回数 ※2	1 日最大 480 分×回数 ※2

② 土曜日、日曜日、祝日利用 申込開始日：利用日の2 か月前から		
利用形態	1 コマ利用	長時間利用
利用回数	一月あたり 4 コマ ※1、※3	一月あたり 1 日 ※3、※4
利用時間	月合計 360 分 ※2	月合計 480 分 ※2

※1 同日でのコマ連続利用は「2 コマまで」です。

※2 音楽ライブ等の音を出す利用の場合は、90 分に一度、30 分以上の無音時間が必要です。

※3 繁忙期等では YTM の判断により利用に制限を設けます。(繁忙期：春・秋、制限例：2 か月に一度の利用等)

※4 利用日の 1 か月前以内の申し込みからは「一月あたり 2 日」に緩和します。

(3) 申込期限

- ① 「利用日の 7 日前」が期限です。
- ② 利用日の 7 日前が「土曜日」「日曜日」「祝日」のいずれかである場合は、「その直前の平日」が期限です。
- ③ 利用日の 7 日前が「年末年始にあたる 12 月 29 日から 1 月 3 日」のいずれかである場合は「12 月 21 日」が期限です。

なお「12 月 21 日」が「土曜日」「日曜日」「祝日」のいずれかである場合は、「その直前の平日」が期限です。

(4) 申込手順

- ① いただいた情報等は、当該業務以外で一切使用しません。

- ② 申し込み、キャンセル等の遣り取りは、全て「電子メール」です。
- ③ 「Gmail」は、遣り取りメールを「迷惑メール」と認識することがあります。
 加えて、正常に送受信ができないことがありますので、YTM からの返信がなければ、日を置いて再度ご連絡をお願いします。
- ④ 書類は、主に「Microsoft Word」での作成です。
 電子メール本文にて作成した書類は、受け付けていません。
 また、Microsoft Word は「Google ドキュメント」でも開けますが、別物です。
- ⑤ パソコンがない、Microsoft Word が利用できない方は、先ずはご相談ください。

No.	項目	詳細	方法	備考
①	申込	申込書 ダウンロード	サイトアクセス ※1	ライブスポット利用申込書
		申込書 記入	Microsoft Word	
		申込書 送信	電子メール ※2	申込書データをメール添付
②	連絡	申込書 到着	電子メール	※3
③	(面談)	利用者 往訪	対面	主に初回利用者 ※4
④	許可	申込書 受付	—	
		審査	—	
		許可書 発行	電子メール	ライブスポット利用許可書
⑤	利用	—	—	

※1 ライブスポットサイト : <https://www.ytmirai.co.jp/business/livespot/>

※2 メールアドレス : livespot@ytmirai.co.jp

※3 必要に応じて追加書類の提出があります。(企画書、配置図(レイアウト)、タイムスケジュール等)

※4 ③は、初回利用者(必須)と、従前と異なる利用をする方が対象です。

6 許可手続き

(1) 面談

- ① 以下に該当する方には「面談」を実施します。
- ・ 初回利用者(必須)
 - ・ 従前と異なる利用をする方
- ② 面談は、本人確認のため「利用者本人」に実施します。
- ・ 運転免許証等の本人確認書を提示していただきます。
- ③ 面談場所は「YTM 本社」です。
- ・ 横浜市都筑区荏田東 4-10-4 (株)横浜都市みらい本社
 - ・ <https://www.ytmirai.co.jp/access/>
- ④ 面談日時は「概ね利用日の1か月前」の「平日 9:30~17:30 (12:00~13:00 休)」です。

- ⑤ 面談時間は「概ね1時間」です。
- ⑥ 主に「企画内容」を確認します。
- ⑦ 面談の前までに申込書類の提出が必須です。

(2) 受付

- 必要な書類が揃い、対象の方に面談を実施した後、申込の「受付」をします。

(3) 審査

- 受け付けた申込内容を、本規則等に則してYTMにて「審査」をします。

(4) 許可

- ① 審査通過後に「ライブスポット利用許可書（以下「許可書」という。）」を発行します。
- ② データ化した許可書を、電子メールにて送付します。
- ③ 利用日当日は、許可書を持参してください。 ※ スマートフォン等での保存も可

(5) 「不許可」について

以下に該当する場合は「不許可」とします。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れのあるもの。
- ② 集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行う組織の利用又は同組織の利益になる恐れのあるもの。
- ③ 政治的・宗教的活動及び差別的言動が行われる恐れのあるもの。
- ④ 飲食物の提供又は火気、刃物等の危険物を利用するもの。
ただし、飲食物の提供は、横浜市都筑区福祉保健センターにて食品衛生上の指導を受けた場合を除く。また、火気使用は、横浜市都筑消防署の指導を受けた上、利用日当日に消火器を現地に準備した場合を除く。
- ⑤ 飲酒及び酒類の提供。
- ⑥ 音量などにより近隣にお住まいの方への迷惑となるもの。
- ⑦ 太鼓、ドラム等の打楽器を使用するもの。ただし、YTMが認めた場合を除く。
- ⑧ 風の影響等で紙やビニール等、物が飛び、鉄道運行等に支障を及ぼす恐れのあるもの。
- ⑨ その他YTMが問題ありと判断したもの。

(6) 「許可取消」及び「当日での利用中止」について

以下に該当する場合は「許可取消」又は「当日の利用中止」を命令します。なお、これにより生じた損害について、YTMは、その責任を負わないこととします。

- ① 申込書の記載内容に偽りがあった場合
- ② 本規則及びYTMの指導に従わない場合
- ③ 利用の権利を他の者へ譲渡、転売又は貸与した場合
- ④ 関係官庁から中止命令が出た場合
- ⑤ 緊急事態宣言等により社会的活動の自粛が求められた場合
- ⑥ 施設の運営・管理上で支障があるとYTMが判断した場合

7 利用上の注意事項

利用にあたっては、以下の注意事項を厳守してください。利用者が注意事項を守れないとYTMが判断した場合は、行為の中止、利用の制限、利用の中止を命じます。

- ① 観客等の来場者とのトラブル、事故等が起きた場合又は鉄道運行等に支障を及ぼした場合は、利用許可を受けた者が全ての責任を負い、YTMは一切関与しない。
- ② ライブスポットの利用にて発生した人的・物的損害に対する賠償責任は、利用許可を受けた者の負担とする。
- ③ 観客等の来場者の整理及び安全管理は、利用許可を受けた者の責任で行うこと。
- ④ スピーカー音量は必要最小限とし、騒音に係る苦情があった場合は、速やかに音量を下げる。なお、同様の苦情が2回発生した場合は、即刻利用を中止する。
- ⑤ アンプ、拡声器等を使用する場合は、公演時間内に休憩時間を入れること。
- ⑥ ライブスポット前面の歩道等の安全・快適かつ自由な通行を阻害しないこと。
- ⑦ 利用に伴い出たゴミ等は、利用許可を受けた者が責任をもって持ち帰ること。
- ⑧ 利用後は、必ず原状回復を行うこと。
- ⑨ ライブスポット内及びその周辺にて喫煙をしないこと。
- ⑩ 物品搬出入のためのライブスポットへの車両の乗り入れは、YTMの許可(重量制限あり)、都筑警察署の道路使用許可及び横浜市都筑土木事務所の使用許可(車止め解錠)を得た上で、歩行者専用道路の車両運行に十分注意すること。

なお、ライブスポット内での駐車は不可。ただし、YTMが認めた場合を除く。

- ⑪ 新型コロナウイルス等の感染防止策を講じること。
 - ㉞ 利用者自らの体調管理
 - ・ 利用前又は利用時に発熱や風邪等の症状がある者は、利用を中止すること。
 - ・ 利用前又は利用時に利用者同士の感染防止に努めること。
 - ① 手洗い・手指の消毒、利用物品の消毒
 - ・ 利用時は、利用者自らが手洗い・手指の消毒を励行すること。
 - ・ 利用時は、観客等の来場者の希望する者に対して、利用者がアルコール消毒液等を用意し、手指消毒の機会を提供すること。
 - ・ 利用したテーブル・イス一体型ベンチ等の物品は、終了後に消毒すること。
 - ㉟ 身体的距離の確保
 - ・ 利用時は、利用者同士が適切な距離を保つこと。
 - ・ 利用時は、利用者と観客等の来場者との距離を十分に確保すること。なお、利用者が発声する場合は特に気を付けること。
 - ・ 観客等の来場者の混雑時には、人と人との距離を確保し、密を避ける対策を講じること。

8 キャンセル

- (1) 「利用日前日の17:00まで」が「キャンセル期日」です。
- (2) キャンセル期日が「土曜日」「日曜日」「祝日」のいずれかである場合は、「その直前の平日」がキャンセル期日です。
- (3) キャンセルは、YTMに「電子メール」にて連絡してください。

9 貸与設備

No.	設 備	数 量	位 置 ・ 備 考
①	照明	合計6個	正面向かって右4個、左2個
②	100ボルト電源	合計8口	正面向かって奥2口、右4口、左2口
③	テーブル・イス一体型ベンチ	2脚	正面向かって左に並列配置
④	ポスターボード	2箇所	正面、A1サイズ、鍵あり、他利用者と調整あり

10 事件・事故等対応

利用者は、利用中に観客等の来場者が負傷した場合、ライブスポット内の設備を損壊した場合又は鉄道運行等に支障を及ぼした場合などの事件・事故等の発生時には、速やかに下記関係各所へ連絡してください。

■ 連絡先①（全ての事件・事故）

- ・ 株式会社横浜都市みらい ライブスポット担当者

☎ 045-943-2457

■ 連絡先②（傷病、火災）

- ・ 都筑消防署

☎ 119番

■ 連絡先③（人身事件・事故、犯罪、YTM以外の所有物との物損事故）

- ・ 都筑警察署

☎ 110番

11 その他

- (1) YTMが撮影した画像・動画等をYTMホームページ等の広報媒体にて使用することがあります。ご了承願います。
- (2) 防犯カメラ
 - ① 防火・防犯及び本規則の遵守の確認を目的に防犯カメラを設置しており、利用時の画像及び音声データを記録しています。ご承知願います。

- ② 記録にあたっては、個人情報保護法を遵守し、保存期間が終了した記録は消去します。
- (3) 本規則に定めのない事項又は本規則に疑義が生じた場合は、YTM と利用者が協議の上、誠意をもって解決することとします。

以 上